



身体障害者相談員全国連絡協議会の模様

議事は、平成26年度身体障害者相談員全国連絡協議会事業報告案及び決算見込みと、平成27年度同協議会事業計画案及び予算案が審議され、了承されました。会議では、地域での身体障害者相談員活動の現況についての意見交換や、障害者相談員の周知・活性化に向けた取り組み等が話し合われました。批准された障害者権利条約から1年が経つなかで、条約を具体化する法律として成立した障害者差別解消法が平成28年4月に施行されることから、法律の周知はもとより、合理的配慮の提供に関する理解啓発について、日身連が積極的に関わっていくことが必要であること等が話されました。

2月14日、東京都障害者福祉会館(東京都港区)において、平成26年度身体障害者相談員全国連絡協議会理事会在開催されました。

# 身体障害者相談員全国連絡協議会 理事会開催 各地の取り組みについて意見交換

# 日身連

発行所  
社会福祉法人  
日本身体障害者団体連合会  
(中央障害者社会参加推進センター)  
発行人 風谷 安雄  
東京都豊島区目白3丁目4の3  
ディアダックビル4階  
TEL 03-3565-3399(代)  
FAX 03-3565-3349  
http://www.nissinren.or.jp  
Japanese Federation of  
Organizations of the  
Disabled Persons (JFOD)  
年間購読料 正会員1部 300円  
非会員1部 1000円

## 障害者差別解消法「基本方針」閣議決定 ガイドライン策定に向けた検討本格化へ

2月24日、障害者差別解消法の基本方針が閣議決定されました。施行は平成28年4月。同法は障害者権利条約を批准するための要件の一つであり、障害を理由とする差別の禁

止と合理的配慮の提供を具現化する法律として、平成25年6月に成立しました。法施行に向け、内閣府障害者政策委員会では、基本方針について議論が行われてきました。

平成26年11月、同委員会で基本方針原案がまとめられた後、パブリックコメントが行われ、延べ1097件(個人1048件、団体49件)、意見総数1730件が寄せられました。パブリックコメントを踏まえ、修正された今回の基本方針が閣議決定となりました。今後は、各省庁で対応指針の策定が進められることとなりますが、差別解消法は、差別の禁止を官民ともに法的義務としている一方で、合理的配慮の提供については、行政機関が義務、民間事業者は努力義務としています。基本方針で具体的に示されている差別禁止や合理的配慮の考え方を踏まえ、各省庁では民間事業者に対する取り組みを含めた事例等が示された対応指針の策定が進められることとなりますが、その作成段階において、障害者団体等へのヒアリングを行うことも予定されています。障害者政策委員会のメンバーでもある日身連では、こうした動向に注視しながら、差別解消法の理解啓発に向けた活動にも取り組む予定です。

### 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)

<p><b>第1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向</b></p>	<p><b>第3, 4 行政機関等/事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項</b></p>
<p><b>1 法制定の背景</b> <b>2 基本的な考え方</b> (1) 法の考え方 (2) 基本方針と対応要領・対応指針との関係 (3) 条例との関係</p>	<p><b>1 基本的な考え方</b> <b>2 対応要領/対応指針</b> (1) 対応要領/対応指針の位置付け及び作成手続き (2) 対応要領/対応指針の記載事項 <b>3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【※対応要領のみ】</b> <b>3' 主務大臣による行政措置【※対応指針のみ】</b></p>
<p><b>第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項</b></p>	<p><b>第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項</b></p>
<p><b>1 法の対象範囲</b> (1) 障害者 (2) 事業者 (3) 対象分野 <b>2 不当な差別的取扱い</b> (1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方 (2) 正当な理由の判断の視点 <b>3 合理的配慮</b> (1) 合理的配慮の基本的な考え方 (2) 過重な負担の基本的な考え方</p>	<p><b>1 環境の整備</b> <b>2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備</b> <b>3 啓発活動</b> (1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修 (3) 地域住民等に対する啓発活動 <b>4 障害者差別解消支援地域協議会</b> (1) 趣旨 (2) 期待される役割 <b>5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項</b> (1) 情報の収集、整理及び提供 (2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等</p>